

## 新型コロナウイルス感染症に関する要介護認定の臨時的取扱いについて

本市では、厚生労働省の通知を受け、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止の観点から、被保険者様への面会が困難な場合において臨時的な取扱いをさせていただいております。

通常、更新申請をしていただくと、被保険者様の現在の心身の状態を聞き取るため、認定調査員が面会して認定調査を行う必要がありますが、認定調査時の面会が困難である場合には、被保険者様より必要書類を提出していただくことで現在の有効期間を表記した「介護保険資格者証」と要介護・要支援認定の従来の有効期間に最大12か月の期間を合算した「認定通知書」、「介護保険被保険者証」をお送りさせていただきます。ご不明な点がございましたら、各区福祉課までご連絡いただきますようお願いいたします（連絡先は封筒裏面のとおりの）。

区分	面会可能の場合（更新申請）	面会困難の場合（臨時的取扱い）
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険被保険者証（原本）</li> <li>・加入している医療保険の被保険者証（写）（40～64歳の方のみ）</li> <li>・介護保険要介護・要支援更新認定申請書（同封別紙）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険要介護・要支援更新認定申請書（同封別紙、未記入で可）</li> <li>・「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定等有効期間合算に係る申出書」（この案内の裏面のものです）</li> </ul>
提出先	介護認定事務センター	
提出方法	同封の封筒にて返送	

### 【介護保険被保険者証（参考）】

介護保険被保険者証（原本）は白色です

介護保険負担割合証は申請時に不要ですので、送付しないでください。

医療保険証とは別の保険証となります。お手元に見当たらない場合には、各区福祉課までご相談をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定等有効期間合算に係る申出書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

次のとおり、要介護認定等有効期間の合算について申し出ます。

(被保険者本人情報) ※通常の更新申請を希望される方はこの申出書の提出は不要です。

被 保 険 者 番 号	1	0							
被 保 険 者 氏 名									
住 所	〒 ー								
	日中の連絡先 ( ー ー )								
生 年 月 日	明治・大正・昭和			年			月 日		
認 定 の 有 効 期 間	年 月 日から			年 月 日まで					

チェック欄	面会が困難な理由 (該当する理由にチェックを入れてください。)
<input type="checkbox"/>	入所 (入院) 先の施設等で面会禁止等の措置が取られており、認定調査の実施が困難であるため。
<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から、被保険者本人が対面での調査に不安である等の理由により認定調査を受けることが困難であるため。

※必ず介護保険被保険者証 (原本) を同封してください。

【被保険者本人以外が申し出する場合】

私 (申出者) は、被保険者 (本人) より面会が困難な理由を確認し認定期間の合算について被保険者 (本人) より同意を得ましたので被保険者に代わりこの申出書を提出します。

申 出 者	
被保険者との関係	
本 人 同 意 日	令和 年 月 日
住 所 ※事業所の場合は事業 所番号も記入	〒 ー (※事業所番号 : )  日中の連絡先 ( ー ー )